

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課（室）

県土づくり本部河川砂防課

法令名	河川法	法令の番号	昭和39年法律第167号	
許認可等の種類	竹木の流送の許可等	根拠条項	第28条	
審査基準	<p>1. 「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和45年9月10日建設省河政発第100号、建設省河川局長通達）の記の一による。</p> <p>2. 「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」（昭和45年10月7日建設省河政発第105号、建設省河川局水政課長通達）の記第一及び第二による。</p> <p>3. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日建河政発第52号、建設省河川局長通達）の記の五の1（7）による。</p>			
	受付機関 河川砂防課 （土木事務所）	処理機関 河川砂防課	交付機関 河川砂防課 （土木事務所）	標準処理期間 30日 標準経由期間 15日